

# 福祉作業所のサービス と隷属性

(アメリカ)



福祉作業所 Sheltered Workshop はハンディキャップをもつ人びとにいろいろの就労体験を与えることによって、重要な職業的リハビリテーションと訓練を行う施設である。このような施設では、対象者 client のおかれている状態と、施設管理の考え方との間のような調和がとられているかということが重要な問題となる。この点を別の言葉でいうと対象者の隷属的状态 Servitude と、対象者へのサービスとの間の調整という問題でもある。

福祉作業所はハンディキャップをもつ人びとのニーズに見合った有給の生産活動をさせるのであるが、これはあくまでリハビリテーションがもっとも有効に機能することが原則となっている。このほか施設は診断、治療、

教育、福祉、リクレーションの諸サービスを与えることになっている。

これらのことから対象者は、収入を得る機会にあづかり、仕事の技術を学ぶこと、協調性とかさまざまな生活に必要な要素を身につけること、経済組織のなかで受容の観念をもつこと、そして現実の社会と接触をもつようになることが期待されている。

ここに使用された福祉作業所の定義は法律上のものであり、なんらかの労働に対して、ハンディキャップのある人びとに賃金を支払っている施設に適用されるが、その場合、最低賃金法適用の免除証明書を労働省より受け取っていることが必要要件である。この施設は1966年現在約 900 あり、48,000人以上の人びとが収容されている。

## (1) 福祉作業所における隷属性

一般の労働が契約にもとづく職務上限定された従属関係であるのに対して、隷属的労働は状態にもとづいた、対象者の生活全般にわたる多面的な従属関係であるといえる。

この状態におかれた人びとは、自立性をうばわれ、「謙そんと卑下、従順さと温厚さ」といった性格をもつよう望まれている。その上、対象者のニーズは彼らの要求にもとづいたものでなく、むしろ施設側が充足しようと考えたことに限られている。このニーズが限定されればされるほど対象者は依存的な立場におかれるのである。

また施設と対象者の間に相互依存関係が生まれることがある。例えば、施設はその存在を正当化し、施設職員の生活費を確保するために一定数の対象者を必要とする場合である。この関係はしばしば、施設が受け入れられない人を除き、廃疾状態にありながらも就労可能な人を選択するために、施設の側からする対象者の「排除」を行うことにみうけられる。

このようなことから、対象者の廃疾状態が

大きければそれだけ彼の依存の度合いが高くなり、彼の状態を隷属的なものにするのである。

## (2) 施設側の介入の範囲

これは対象者の生活のいろいろな面にわたっている。一例を上げると、福祉作業所の大部分が宗教団体に加入していることから、対象者に教会の業務への出席を義務づけている。施設側は強制ではなく「勧奨されているのであり、信仰はリハビリテーションの重要な部分である」と述べているが、強制と勧奨の区別は不明確であり、事実出席しない場合にはその分の賃金をさしひかれる。

衛生や整頓についても詳細な指図がなされ「あなたがたは、臭気を防ぐために定期的に防臭剤を使い清潔にしてください」と要求されている。このほか人間関係についても「盗み、妊娠、結婚、刺激的な行動、粗野な言葉の使用があった場合は直ちに退所すること」「金銭の貸し借りはしてはならない」というように多くの指示がなされ、男女の関係でも指導がなされるのである。

これらのことは対象者が隷属的な立場に置

かれている明白な証拠であるが、盲人の施設では介入の範囲は一層広げられる傾向にある。

## (3) 福祉作業所の考え方

この考え方には二通りのものが含まれている。その一つは対象者に対するサービスであり、施設の中心課題としてリハビリテーションを強調する考え方である。しかもこのリハビリテーションは、西洋社会にみられる労働の倫理にもとづいた怠惰から救済する天職であるとする考え方である。

他の一つは、仕事に対するサービスであり、生産活動によって作り出された品物や諸サービスから生じる経済的利益に力点をおくものである。したがってここでは、下請や企業、顧客に対するサービスが基本となる。

この二つの考え方に対して賛否両論があるが、盲人の施設では、リハビリテーションの考え方を支持するものが多く、一般の作業所では「仕事」に重点をおくものが多いといえる。ここでは対象者はある一定の期間のち、競争的な仕事に従事していくことが多いからであろう。

以上、全国福祉作業所協会や盲人企業の加盟団体より刊行された印刷物、および、これらの職員によっておこなわれた調査をもとにして、施設のサービスと対象者の置かれた状態についてみてきた。

福祉作業所は収入を得る機会に役に立つと感じられるような機会を与えることにより、対象者の利益になろうという考え方がある。それにもかかわらず、対象者の生活に介入していることによって、その隷属的状态を維持する役割をはたしているといえる。

もともと福祉作業所の原型をなす「授産所」が出現する背景には、十分に職業活動ができない人びとを逸脱者 deviant と考えるプロテスタント流の職業倫理があった。したがって「授産所」ではこれらの人びとを対象として就労させる努力をしてきたのである。この過程で就労に障害をもつ人びとは職業の自由選択の機会を欠き、その自立性を失うことにより隷属的状态におかれることになっていった。

このような隷属的労働は産業化の進展にともない、職業選択の機会もふえ、さらに工場

システムが自由な移動可能な労働力を求めるようになった結果、労働能力を有する人びとの間では減少していった。そしてこの隷属的労働は、就労機会を断ちきられ、対象者組織との団体交渉をもたない施設という形で「授産所」に残されることになったのである。

こうして自ら生み出したジレンマのなかで、「授産所」は競争的な労働市場で問題となりにくくなってきた未熟練労働の分野や、生産性が非常に阻害されているために、経済活動に参加することがむずかしい対象者を取扱うようになっていった。

これらの対象者はさまざまな資源を奪われているために、置かれた状態を改善するには対象者が組織的に結合するしかなかった。そしてこの組織を通じて、いろいろな施設と交渉し、状態にもとづく関係から契約関係に変えることが出来た。しかしながら「授産所」の管理者は対象者組織との交渉を拒絶してきている。このため対象者の隷属的な状態が恒久化することになったと考えられる。

現在の福祉作業所においても対象者組織と交渉するところは非常に少ないというのは1

つの問題である。1933年の全国産業復興法の制定以来、労働者の団結及び団体交渉権が明らかにされ、それが労働者の隷属の状態の改善にあずかって力のあったことを思えば、福祉作業所の対象者に対しても、同様の権利を確保することによって、その隷属状態の改善

をはかることも十分に考えられることである。

C. Gersuny and M. Lefton, *Service and Servitude in the Sheltered Workshop*, *Social Work*, Vol. 15, No. 3, July 1970. p. 74~p. 81.

(門脇久子 社会保障研究所)

#### 社会保障こぼれ話

##### トルコの社会保障改正

この国は、1969年10月に実施した法律により5年前に改正した社会保障制度に重要な改正を行なっている。この制度は老齢・廃疾・遺族給付、保健サービス、労働災害給付を含んでおり、農業部門以外の労働力約400万人のうち、約100万人をカバーしている。

今回の改正の主要な部分は、まず、給付算出方式の改善で、たとえば、老齢年金では、従来、10年間の高い賃金7年分の平均賃金を基礎として、その50%が年金となっていたが、改正により、5年間のうち3年間の平均賃金を用い、支給率は70%となった。したがって、この改正により、年金額は若干引上げられることになった。しかし、経済的指標の変化に対する年金の自動調整は採用されていない。その点について、従来より短い期間の平均賃金を用いる

ので、経済的変動をある程度カバーできるとして、きわめて楽観的な説明が行なわれている。また、拠出と給付を算出する賃金の上限は、若干引上げられた。なお、老齢年金の受給年齢が男子で60歳から55歳に、女子で55歳から50歳に、それぞれ引下げられた。ついでながら、この年齢引下げは、この国の平均余命にもとづいて実施されたものである。さらに、健康保険では、医療費の一部負担を要求されないのに、年金受給者は疾病時に薬剤で20%の自己負担を要求されていたが、今回の改正で、この自己負担は廃止されることになった。これら以外に、廃疾給付の受給資格が、従来の最低1,800日間のうち年間平均150日以上への加入から、120日に短縮された。

(平石長久 社会保障研究所)